

「次世代育成支援対策推進法」
に基づく第3次行動計画について

2011年4月

株式会社オートバックスセブン
人事部

■ オートバックスセブン第3次行動計画・目標内容

1. 計画期間

2011年4月1日から2015年3月31日までの4年間

2. 第3次計画 目標内容

(目標1) 復職へのストレス低減

(目標2) 育児のための特例勤務期間延長

(目標3) 子の看護に資する分割可能な休日付与

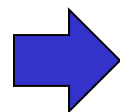
具体的対策：目標① 復職へのストレス低減

2011年4月～ 育児休業延長期間の延長
復職オリエンテーションの内容検討と実施

- 待機児童対策として、復職期日の猶予措置
(育児休業延長期間の延長)を図ります。

【現行】

子の1歳の誕生日から
子が1歳6カ月に達するまで



【改訂後】

子の1歳の誕生日から1歳6カ月を
超えて最初に到来する3月31日までの間

- 復職に際し、オリエンテーションを実施し、
復職への不安感を低減させます。

復職する前にオリエンテーションを実施します。復職後の所属部門、仕事内容、育児休業期間中に
変更になっている社内制度、規程などを説明し、不安なく復職できるようにフォローします。

具体的対策：目標② 育児のための特例勤務期間延長

2011年4月～

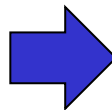
特例勤務適用期間を「10歳の年度末に達するまで」に延長。
中学入学時までの延長について、検討を行う。

- 時短勤務期間を延長し、業務に専念できる
環境を整備します。

【現行】

～勤務時間の短縮等の措置～

7歳の年度末に達するまで
を限度



【改訂後】

～勤務時間の短縮等の措置～

10歳の年度末に達するまで
を限度

具体的対策：目標③ 子の看護に資する

分割可能な休日の付与

2011年4月～ 分割付与日数及び分割単位等の検討

2011年10月～ 分割付与休暇運用のためのシステム等整備

2012年4月～ 休日分割使用の運用開始・

管理及び活用状況検証

- 看護休暇の追加的措置として分割行使可能な休日を
設定し、活用を容易にします。

以上